

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則
- ◇告示 基本測量の終了
- 肥料の登録
- 土地改良事業計画の縦覧
- 牛の結核病検査等の実施
- ◇選管告示 選挙権を有する者の総数の三分の一の数及び五十分の一の数
- 海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の三分の一の数
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 規則

鳥取県手数料徴収規則をここに公布する。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第一号

#### 鳥取県手数料徴収規則

(総則)

第一条 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）の規定に基づく手数料は、この規則の定めるところにより徴収する。

(手数料の種類及び金額)

第二条 手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。  
(手数料の納付時期)

第三条 手数料は、次の場合に、これを納付しなければならない。但し、別表百二十二、百二十四、百二十八、百三十の手数料については、登録証交付の際引換に納付しなければならない。

各種免許（変更免許、分割免許）  
許可（変更許可）、登録、登録更  
新、登録換及び認可の手数料 申請するとき。

各種許可証（書）免許証、認可証、  
証明書、従事証、指定証、注射済  
証（票）、謄本又は抄本、船籍票、  
認定書及び標識の交付手数料 交付の申請する  
とき。

各種試験及び検査手数料 (願書(申請書)を提出するとき。)

各種認可証、証明書、従事証、免許証(免状)、登録票及び船籍票の書換及び再交付手数料並びに鑑札、許可証(書)、指定証、注射済証(票) 提出するとき。願書(申請)を提出するとき。

記載事項変更、検認、更新及び積量測度の手数料 申請書を提出するとき。記入をするとき。

購入量割当手数料 記入をするとき。家畜の検査、注射、薬浴)検査、注射、薬浴又は投薬及び投薬の手数料)を受けようとするとき。

指定証及び免許証の訂正手数料 申請するとき。免許漁業原簿閲覧手数料 閲覧を請求するとき。

(手数料の減免)

第四条 知事は、次の各号の一に該当するもの又は特に必要があると認められた場合は、手数料を減免することができる。

- 一 国及び地方公共団体
- 二 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者

2 前項第二号の規定による減免の申請をしようとする者は、市町村長、民生委員その他これを証明するにふさわしい資格を有する者の証明書を知事に提出しなればならない。

(既納の手数料) 第五条 既に納付した手数料は還付しない。但し、知事が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(過料) 第六条 詐偽その他不正の行為により手数料の徴収を免かれたものについては、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県手数料徴収規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十七号)は、廃止する。
- 3 鳥取県手数料徴収規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十七号)の規定に基いて徴収すべきであった手数料については、なお、従前の例による。

別 表

|    |                       |      |
|----|-----------------------|------|
| 一  | 行政書士試験手数料             | 五百円  |
| 二  | 行政書士登録手数料             | 八百円  |
| 三  | 機械器具交換認定書交付手数料        | 七百元  |
| 四  | 土地掘さく許可申請手数料          | 一万円  |
| 五  | ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料 | 七千円  |
| 六  | 温泉利用許可申請手数料           | 三千円  |
| 七  | 受胎調節実地指導員指定証交付手数料     | 三百円  |
| 八  | 受胎調節実地指導員標識交付手数料      | 百円   |
| 九  | 受胎調節実地指導員指定証訂正手数料     | 百円   |
| 十  | 受胎調節実地指導員指定証再交付手数料    | 百五十円 |
| 十一 | 受胎調節実地指導員標識再交付手数料     | 百円   |
| 十二 | 栄養士免許手数料              | 四百円  |
| 十三 | 栄養士免許証訂正手数料           | 百円   |
| 十四 | 栄養士免許証再交付手数料          | 二百円  |
| 十五 | 興行場営業許可申請手数料          | 三千円  |

常設興行場

仮設興行場

|     |                              |     |
|-----|------------------------------|-----|
| 十六  | 旅館業許可申請手数料                   | 千円  |
| 十七  | 浴場業許可申請手数料                   | 三千円 |
| 十八  | 理容師又は美容師の試験手数料               | 五百円 |
| 十九  | 理容師又は美容師の免許手数料               | 四百円 |
| 二十  | 理容所又は美容所の検査手数料               | 千円  |
| 二十一 | 理容師試験合格証明書又は美容師試験合格証明書の交付手数料 | 百円  |
| 二十二 | 理容師免許証又は美容師免許証の訂正手数料         | 百円  |
| 二十三 | 理容師免許証又は美容師免許証の再交付手数料        | 二百円 |
| 二十四 | クリーニング師免許手数料                 | 四百円 |
| 二十五 | クリーニング師試験手数料                 | 五百円 |
| 二十六 | クリーニング師免許証訂正手数料              | 百円  |
| 二十七 | クリーニング師免許証再交付手数料             | 二百円 |
| 二十八 | クリーニング師試験合格証明書交付手数料          | 百円  |
| 二十九 | 食品製品検査手数料                    | 三千円 |
| 三十  | 飲食店営業許可申請手数料                 | 二千円 |

|     |                            |             |
|-----|----------------------------|-------------|
| 三十一 | 喫茶店営業許可申請手数料               | 千円          |
| 三十二 | 菓子製造業許可申請手数料               | 千五百円        |
| 三十三 | 氷菓製造業許可申請手数料               | 千五百円        |
| 三十四 | 乳処理想業許可申請手数料               | 二千五百円       |
| 三十五 | 特別牛乳さく取処理想業許可申請手数料         | 二千五百円       |
| 三十六 | 乳製品製造業許可申請手数料              | 三千円         |
| 三十七 | 集乳業許可申請手数料                 | 千円          |
| 三十八 | 食肉販売業許可申請手数料               | 千円          |
| 三十九 | 食肉製品製造業許可申請手数料             | 三千円         |
| 四十  | 魚介類販売業許可申請手数料              | 千円          |
| 四十一 | 魚介類せり売営業許可申請手数料            | 三千円         |
| 四十二 | 魚肉ねり製品製造業許可申請手数料           | 二千円         |
| 四十三 | 魚介類冷凍業許可申請手数料              | 三千円         |
| 四十四 | 清涼飲料水又は保存飲料水製造業許可申請手数料     | 三千円         |
| 四十五 | 氷雪採取業許可申請手数料               | 三千円         |
| 四十六 | 氷雪製造業許可申請手数料               | 三千円         |
| 四十七 | 氷雪販売業許可申請手数料               | 三千円         |
| 四十八 | 卸売業に係るもの<br>小売業のみに係るもの     | 三千円<br>千五百円 |
| 四十九 | つくだ煮製造業許可申請手数料             | 三千円         |
| 五十  | かん詰又はびん詰食品製造業許可申請手数料       | 三千円         |
| 五十一 | 狂犬病予防注射済票交付手数料             | 三十円         |
| 五十二 | 犬鑑札再交付手数料                  | 百円          |
| 五十三 | 狂犬病予防注射済票再交付手数料            | 三十円         |
| 五十四 | 一般と、畜場設置許可申請手数料            | 千五百円        |
| 五十五 | 簡易と、畜場設置許可申請手数料            | 八百円         |
| 五十六 | と、畜検査手数料                   | 八百円         |
| 五十七 | 牛                          | 五百円         |
| 五十八 | 馬                          | 三百円         |
| 五十九 | 犢、駒、豚                      | 三百円         |
| 六十  | めん、羊、山羊                    | 二百円         |
| 六十一 | 獣取扱場設置許可申請手数料              | 千五百円        |
| 六十二 | 化製場設置許可申請手数料               | 三千円         |
| 六十三 | あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の試験手数料 | 五百円         |

|     |  |       |
|-----|--|-------|
| 五十九 | あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の免許手数料               | 四百円   |
| 六十  | あん摩師免許証、はり師免許証、きゆう師免許証又は柔道整復師免許証の書換交付手数料 | 百円    |
| 六十一 | あん摩師免許証、はり師免許証、きゆう師免許証又は柔道整復師免許証の再交付手数料  | 二百円   |
| 六十二 | 病院開設許可手数料                                | 二千五百円 |
| 六十三 | 診療所開設許可手数料                               | 七百円   |
| 六十四 | 助産所開設許可手数料                               | 五百円   |
| 六十五 | 病院検査手数料                                  | 二千五百円 |
| 六十六 | 診療所検査手数料                                 | 七百円   |
| 六十七 | 助産所検査手数料                                 | 五百円   |
| 六十八 | 死体保存許可手数料                                | 二百五十円 |
| 六十九 | 診療エックス線技師免許手数料                           | 四百円   |
| 七十  | 診療エックス線技師免許証再交付手数料                       | 二百円   |
| 七十一 | 診療エックス線技師免許証書換交付手数料                      | 百円    |
| 七十二 | 診療エックス線技師免許証交付手数料                        | 二百円   |
| 七十三 | 歯科衛生士免許手数料                               | 四百円   |
| 七十四 | 歯科衛生士試験手数料                               | 千円    |
| 七十五 | 学説試験及び実地試験を行う場合                          | 千円    |
| 七十六 | 学説試験又は実地試験のみを行う場合                        | 五百円   |
| 七十七 | 歯科衛生士試験合格証明書交付手数料                        | 百円    |
| 七十八 | 歯科衛生士免許証再交付手数料                           | 二百円   |
| 七十九 | 歯科衛生士免許証交付手数料                            | 二百円   |
| 八十  | 歯科技工士免許手数料                               | 四百円   |
| 八十一 | 歯科技工士試験手数料                               | 千五百円  |
| 八十二 | 歯科技工士試験合格証明書交付手数料                        | 百円    |
| 八十三 | 歯科技工士免許証再交付手数料                           | 二百円   |
| 八十四 | 歯科技工士免許証交付手数料                            | 二百円   |
| 八十五 | 歯科技工士免許証再交付手数料                           | 二百円   |
| 八十六 | 歯科技工士免許証交付手数料                            | 二百円   |
| 八十七 | 准看護婦又は准看護人の免許手数料                         | 四百円   |
| 八十八 | 准看護婦又は准看護人の試験手数料                         | 四百円   |
| 八十九 | 准看護婦試験合格証明書又は准看護人試験合格証明書の交付手数料           | 百円    |

|      |                         |       |
|------|-------------------------|-------|
| 八十八  | 保健婦免許手数料                | 四百円   |
| 八十九  | 助産婦登録手数料                | 二百円   |
| 九十   | 看護婦又は看護人の免許手数料          | 四百円   |
| 九十一  | 乙種看護婦試験手数料              | 四百円   |
| 九十二  | 看護婦免許証又は看護人免許証の書換交付手数料  | 四百円   |
| 九十三  | 准看護婦免許証又は准看護人免許証の再交付手数料 | 二百円   |
| 九十四  | 助産婦名簿謄本交付手数料            | 四百円   |
| 九十五  | 保健婦免状書換交付手数料            | 四百円   |
| 九十六  | 看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料    | 二百円   |
| 九十七  | 保健婦免状再交付手数料             | 二百円   |
| 九十八  | 看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料     | 二百円   |
| 九十九  | 薬局登録申請手数料               | 二千円   |
| 百    | 薬局登録更新申請手数料             | 五百円   |
| 百一   | 医薬品販売業登録申請手数料           | 二千円   |
| 百二   | 配置販売従事者身分証票交付手数料        | 五百円   |
| 百三   | 配置販売従事者身分証票書換交付手数料      | 百円    |
| 百四   | 配置販売従事者身分証票再交付手数料       | 二百円   |
| 百五   | 医薬品販売業登録更新申請手数料         | 二千円   |
| 百六   | 薬局登録更新申請手数料             | 五百円   |
| 百七   | 薬局登録票又は医薬品販売業登録票の再交付手数料 | 二百円   |
| 百八   | 保母試験手数料                 | 五百円   |
| 百九   | 肥料生産業者登録手数料             | 五百円   |
| 百十   | 肥料取締法第四條第一項第三号の肥料に係るもの  | 千円    |
| 百十一  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 二百五十円 |
| 百十二  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百十三  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百十四  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百十五  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百十六  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百十七  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百十八  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百十九  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十一 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十二 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十三 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十四 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十五 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十六 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十七 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十八 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百二十九 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十一 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十二 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十三 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十四 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十五 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十六 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十七 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十八 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百三十九 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十一 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十二 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十三 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十四 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十五 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十六 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十七 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十八 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百四十九 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十一 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十二 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十三 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十四 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十五 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十六 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十七 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十八 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百五十九 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十一 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十二 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十三 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十四 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十五 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十六 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十七 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十八 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百六十九 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十一 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十二 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十三 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十四 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十五 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十六 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十七 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十八 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百七十九 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十一 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十二 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十三 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十四 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十五 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十六 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十七 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十八 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百八十九 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十  | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十一 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十二 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十三 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十四 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十五 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十六 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十七 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十八 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百九十九 | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |
| 百    | 同項第四号の肥料に係るもの           | 五百円   |

|      |                                       |      |
|------|---------------------------------------|------|
| 百十四  | と畜場直送証明書又は家畜移動許可書の交付手数料               | 百円   |
| 百十五  | 家畜健康証明書交付手数料                          | 百円   |
| 百十六  | 家畜投薬手数料                               | 百円   |
| 百十七  | 家畜注射又は家畜薬浴の手数料                        | 百円   |
| 百十八  | 家畜検査手数料                               | 百円   |
| 百十九  | 家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書交付手数料 | 五十円  |
| 百二十  | 桑苗検査手数料                               | 五十円  |
| 百二十一 | 生繭売買業許可手数料                            | 千三百円 |
| 百二十二 | 主要食糧小売販売業者登録手数料                       | 九百円  |
| 百二十三 | 主要食糧小売販売業者登録票書換交付手数料                  | 五百円  |
| 百二十四 | その他血清類                                | 百五十円 |
| 百二十五 | 家畜薬浴手数料                               | 百五十円 |
| 百二十六 | 結核病                                   | 五十円  |
| 百二十七 | ブルセラ病                                 | 五十円  |
| 百二十八 | 馬傳染性貧血                                | 五十円  |
| 百二十九 | 雛白痢                                   | 五十円  |
| 百三十  | 馬バラチフス                                | 五十円  |
| 百三十一 | 腐蛆病                                   | 十円   |
| 百三十二 | 炭疽                                    | 五十円  |
| 百三十三 | 流行性脳炎                                 | 五十円  |
| 百三十四 | 気腫疽                                   | 五十円  |
| 百三十五 | 牛の流行性感冒                               | 五十円  |
| 百三十六 | ニューカッスル病                              | 五十円  |
| 百三十七 | 豚コレラ                                  | 百円   |
| 百三十八 | 成豚                                    | 百五十円 |
| 百三十九 | 中豚                                    | 百円   |
| 百四十  | 仔豚                                    | 五十円  |
| 百四十一 | 成牛、成馬                                 | 百円   |
| 百四十二 | こ牛、こ馬                                 | 五十円  |
| 百四十三 | 豚                                     | 百円   |

|      |  |                   |
|------|--|-------------------|
| 百二十四 | 主要食糧卸売販売業者登録手数料<br>交付手数料                     | 九千円<br>百円         |
| 百二十五 | 主要食糧卸売販売業者登録票書換<br>入量割当手数料                   | 二百円               |
| 百二十六 | 主要食糧卸売販売業者に対する購<br>入量割当手数料                   | 二百円               |
| 百二十七 | 米穀輸送許可手数料                                    | 五十円               |
| 百二十八 | 米穀とう、精業者登録手数料                                | 九百円               |
| 百二十九 | 米穀とう、精業者登録票書換交付手数料                           | 百円                |
| 百三十  | 米飯提供業者登録手数料                                  | 百円                |
|      | 普通旅館<br>ホテル<br>簡易旅館<br>その他の営業                | 二千円<br>二千円<br>千円  |
| 百三十一 | 狩猟免状再交付手数料                                   | 二百円               |
| 百三十二 | 鳥獣飼養許可証の交付手数料<br>又は再交付手数料                    | 五百五十円             |
| 百三十三 | 漁業権免許申請手数料                                   | 千円                |
| 百三十四 | 漁業権共有認可申請手数料                                 | 千円                |
| 百三十五 | 漁業権存続期間延長免許申請手数料                             | 千円                |
| 百三十六 | 漁業権分割変更免許申請手数料                               | 八百円               |
| 百三十七 | 定置漁業権を目的とする抵当権<br>設定認可申請手数料                  | 二百円               |
| 百三十八 | 漁業権移転認可申請手数料                                 | 二百円               |
| 百三十九 | 休業中の漁業許可申請手数料                                | 八百円               |
| 百四十  | 五トン以上の漁船を使用して行<br>う漁業に係る漁業許可申請手数料            | 七百円               |
| 百四十一 | 五トン以上の魚船を使用して行<br>う漁業に係る漁業許可変更許可<br>申請手数料    | 三百五十円             |
| 百四十二 | 免許漁業原簿の謄本<br>又は抄本の交付手数料                      | 用紙一枚<br>百円        |
| 百四十三 | 漁場図の謄本又は抄本<br>の交付手数料                         | 用紙一枚<br>百五十円      |
| 百四十四 | 免許漁業原簿閲覧手数料                                  | 五十円               |
| 百四十五 | 船籍票交付手数料                                     |                   |
| 百四十六 | 都道府県知事が船舶の検査を<br>行う場合にあつては汽船又は<br>推進機関を有する帆船 | 一隻に<br>つき<br>千三百円 |
|      | 推進機関を有しない帆船                                  | 一隻につき<br>六百円      |
|      | 行政官庁が船舶の検査を<br>行う場合                          | 一隻につき             |
| 百四十七 | 建設業者の登録又は登録換の申請<br>手数料                       | 五千円               |
| 百四十八 | 建設機械の打刻又は検認<br>の申請手数料                        | 一個に<br>つき<br>千五百円 |
| 百四十九 | 用途地域における建築許可申請<br>手数料                        | 三千円               |
| 百五十  | 専用地区における建築許可申請<br>手数料                        | 三千円               |
| 百五十一 | 特殊建築物敷地許可申請手数料                               | 三千円               |
| 百五十二 | 建築物の高さの許可申請手数料                               | 三千円               |
| 百五十三 | 仮設建築物建築許可申請手数料                               | 二千円               |
| 百五十四 | 二十平方メートル以内のもの                                | 二百円               |
| 百五十五 | 二十平方メートルをこえ                                  | 五百円               |
| 百五十六 | 百平方メートル以内のもの                                 | 七百円               |
| 百五十七 | 百平方メートルをこえ                                   | 千円                |
| 百五十八 | 二百平方メートル以内のもの                                | 千五百円              |
| 百五十九 | 二百平方メートルをこえ                                  | 千五百円              |

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| 都道府県知事が船舶の検査を行<br>う場合であつて総トン数又は総<br>トン数の変更に係るときは汽船<br>又は推進機関を有する帆船 | 一隻<br>につき<br>千円                      |
| 推進機関を有しない帆船  | 一隻につき<br>八百円                         |
| 行政官庁が船舶の検査を<br>行う場合  | 一隻につき<br>三百円                         |
| その他の場合   | 一隻につき<br>三百円                         |
| 百四十七 船籍票書換手数料  | 一隻につき<br>三百円                         |
| 百四十八 船籍港変更後の船<br>籍票交付手数料   | 一隻につき<br>三百円                         |
| 百四十九 船籍票再交付手数料   | 一隻につき<br>三百円                         |
| 百五十 船籍票検認手数料   | 一隻につき<br>百円                          |
| 百五十一 船籍簿の謄本又は<br>抄本の交付手数料  | 用紙一枚<br>につき<br>五十円                   |
| 百五十二 小型漁船積量測度手数料   |                                      |
| 全部の積量の測度又は測度甲板下全部の<br>積量の測度を行う場合                                   | 動力漁船一隻につき<br>千円<br>無動力漁船一隻につき<br>七百円 |
| その他の積量の測度を行う場合   |                                      |

告示

五百平方メートルをこえ 二千円  
 七百平方メートル以内のもの  
 七百平方メートルをこえ 二千五百円  
 千平方メートル以内のもの  
 千平方メートルをこえるもの 三千円

鳥取県告示第十八号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業地域 東伯郡東伯町、西伯郡大山町のうち前の  
 大山村

大山村

二 作業終了日 昭和三十年十二月一日

三 作業種類 基本測量（一等三角測量）

鳥取県告示第十九号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業地域 米子市及び西伯郡境港町

二 作業終了日 昭和三十年十二月二日

三 作業の種類 四等三角測量

鳥取県告示第二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

|      |       |                 |             |
|------|-------|-----------------|-------------|
| 登録番号 | 肥料の名称 | 保証成分<br>(パーセント) | 住 生 産 業 者 名 |
|------|-------|-----------------|-------------|

|       |      |           |     |           |          |
|-------|------|-----------|-----|-----------|----------|
| 鳥取県   | 長芋配合 | 窒素全量      | 六・五 | 東伯郡大栄町字瀬戸 | 大誠農業協同組合 |
| 第二二七号 |      | 内アンモニア性窒素 | 四・七 |           | 組合長理事    |
|       |      | 磷酸全量      | 五・三 |           |          |
|       |      | 内可溶性磷酸    | 四・一 |           | 茂 住 正    |
|       |      | 内水溶性磷酸    | 三・四 |           |          |
|       |      | 加里全量      | 六・二 |           |          |
|       |      | 内水溶性加里    | 五・七 |           |          |

鳥取県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、米子市東福原井上善司外十四人の者から米子市福米土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

- 二 縦覧の期間 昭和三十一年一月十八日から同年二月六日まで
- 三 縦覧の場所 米子市役所
- 四 異議の申立 利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十二号

次のようにブルセラ病検査、結核病検査並びに肝てつ、の検査及び駆除及び豚コレラ予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛、豚の所有者に対して検査、駆除又は予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十一年一月十七日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的  
ブルセラ病、結核病、肝てつ、豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域  
別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
ブルセラ病、結核病検査——搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛、及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛、但し生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。  
肝てつ、検査及び駆除——牛、但し生後四箇月以内及び分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。

豚コレラ予防注射——豚、但し生後四十日以内及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日  
別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法  
ブルセラ病検査——ブルセラ急速凝集反応検査  
結核病検査——ツベルクリン皮内注射反応検査  
肝てつ検査——渡辺式虫卵検出検査  
肝てつ、駆除——ヘキサクロエタン製剤投与  
豚コレラ予防注射——クリスタルバイオレット豚コレラ予防液、皮下注射

別表

| 実施期日   | 実施区域   | 実施場所 |
|--------|--------|------|
| 一月二十三日 | 倉吉市    | 同上   |
| " 二十四日 | 東伯郡東伯町 | "    |
| " 二十五日 | 赤碕町    | "    |
| " 二十五日 | 東伯町    | "    |

|        |        |     |   |
|--------|--------|-----|---|
| " 二十六日 | "      | 北条町 | " |
| " 二十七日 | "      | 中山村 | " |
| " 二十八日 | 倉吉市    | 三朝町 | " |
| " 三十日  | "      | "   | " |
| " 三十一日 | 東伯郡大栄町 | "   | " |
| " 二月一日 | 倉吉市    | 由良町 | " |
| " 二月一日 | 東伯郡東郷町 | "   | " |

注 結核病検査はツベルクリン注射後三日目を判定日とする。

| 実施期日   | 実施区域   | 実施場所 |
|--------|--------|------|
| 一月二十三日 | 東伯郡北条町 | 同上   |
| " 二十四日 | "      | "    |
| " 二十五日 | 倉吉市    | "    |
| " 二十五日 | 東伯郡大栄町 | "    |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十一年一月十七日  
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

| 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数          | 七、〇二九   |
|------------------------------|---------|
| 選挙権を有する者の総数の三分の一の数           | 一一七、一三六 |
| 鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 一九、一九七  |
| 倉吉市                          | 一〇、一七〇  |
| 米子市                          | 一七、二六三  |
| 岩美郡                          | 六、八九六   |

|     |        |
|-----|--------|
| 八頭郡 | 一四、一四八 |
| 気高郡 | 五、六二二  |
| 東伯郡 | 一七、一二四 |
| 西伯郡 | 一八、六八〇 |
| 日野郡 | 八、〇三九  |

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、四五三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

- 一日 時 昭和三十一年一月十七日午前十一時
- 一場 所 鳥取県教育委員会会議室
- 一議 題 事務局人事について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取県鳥取市東町取

印刷所 鳥取県鳥取市東町取

印刷所 鳥取県鳥取市東町取